

熊本県告示第898号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成16年8月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 しゅん功認可年月日

平成16年8月20日

2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名

熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県

玉名郡岱明町大字野口2129 岱明町

3 埋立区域

(1) 位置

玉名郡岱明町大字鍋字大正3302、3303の1、3255の1、3256、3252、3253、3254、3215、3214、3213、3340の29、3211、3212、字新天3147及びこれらの区域に隣接介在する道路に隣接する無番地地先並びに大字浜田字長保2932の5、2932の4、2931の10、2931の9、2931の8、2931の7、2931の5、2931の12、2931の3、2931の2、2935の1、2935の2、2935の3、2907の3、2907の2、2906の4、2906の1、2905の10、2905の8及びこれらの区域に隣接介在する無番地に隣接する無番地地先公有水面

(2) 区域

次の1の地点から49の地点までを順次直線で結んだ線及び49の地点と1の地点とを結ぶ直線により囲まれた区域

1の地点 基準点 四割三角点（北緯32度53分06秒、東経130度31分57秒）から280度01分07秒 2,815.2メートルの地点

2の地点	1の地点から299度30分	20.0メートルの地点
3の地点	2の地点から297度30分	20.0メートルの地点
4の地点	3の地点から295度30分	20.0メートルの地点
5の地点	4の地点から293度30分	20.0メートルの地点
6の地点	5の地点から291度30分	20.0メートルの地点
7の地点	6の地点から289度30分	20.0メートルの地点
8の地点	7の地点から287度30分	20.0メートルの地点
9の地点	8の地点から285度30分	20.0メートルの地点
10の地点	9の地点から283度30分	20.0メートルの地点
11の地点	10の地点から281度30分	20.0メートルの地点
12の地点	11の地点から279度30分	20.0メートルの地点
13の地点	12の地点から277度30分	20.0メートルの地点
14の地点	13の地点から275度30分	20.0メートルの地点
15の地点	14の地点から273度30分	20.0メートルの地点
16の地点	15の地点から271度30分	20.0メートルの地点
17の地点	16の地点から270度30分	11.4メートルの地点
18の地点	17の地点から68度30分	37.0メートルの地点
19の地点	18の地点から68度00分	22.6メートルの地点
20の地点	19の地点から64度00分	24.2メートルの地点
21の地点	20の地点から60度00分	15.6メートルの地点
22の地点	21の地点から54度30分	12.6メートルの地点
23の地点	22の地点から20度30分	23.0メートルの地点
24の地点	23の地点から10度30分	12.2メートルの地点
25の地点	24の地点から350度30分	7.6メートルの地点
26の地点	25の地点から333度00分	31.8メートルの地点
27の地点	26の地点から339度00分	12.0メートルの地点
28の地点	27の地点から347度30分	3.8メートルの地点
29の地点	28の地点から355度30分	42.2メートルの地点
30の地点	29の地点から359度00分	60.0メートルの地点
31の地点	30の地点から25度30分	12.8メートルの地点
32の地点	31の地点から34度30分	15.4メートルの地点
33の地点	32の地点から41度00分	7.5メートルの地点
34の地点	33の地点から148度00分	19.2メートルの地点
35の地点	34の地点から200度30分	8.8メートルの地点
36の地点	35の地点から177度00分	16.0メートルの地点
37の地点	36の地点から172度30分	10.0メートルの地点
38の地点	37の地点から153度00分	4.0メートルの地点
39の地点	38の地点から144度30分	20.6メートルの地点
40の地点	39の地点から175度30分	14.4メートルの地点
41の地点	40の地点から177度30分	49.8メートルの地点
42の地点	41の地点から160度00分	30.2メートルの地点
43の地点	42の地点から156度30分	32.8メートルの地点
44の地点	43の地点から150度30分	19.4メートルの地点
45の地点	44の地点から144度00分	61.4メートルの地点
46の地点	45の地点から142度30分	18.6メートルの地点

47の地点	46の地点から137度30分	22.0メートルの地点
48の地点	47の地点から128度30分	41.6メートルの地点
49の地点	48の地点から130度00分	20.2メートルの地点

(3) 面積

18,696.72 平方メートル

4 埋立地の用途

公用・公共用施設用地

護岸敷用地

5 関係書類の備置場所

熊本県林務水産部漁港課、熊本県玉名地域振興局農地整備課及び岱明町経済課

公 告

熊本県公告第711号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定に基づく処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成16年8月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 処分をした年月日

平成16年8月18日

2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

(1) 城南管工設備工業有限会社

人吉市矢黒町1999-2

代表取締役 永田 郁也

熊本県知事許可（般－11）第09568号

(2) 有限会社大松興設

人吉市北泉田町208-2

代表取締役 大松 三男

熊本県知事許可（般－14）第14032号

(3) 太進工業有限会社

人吉市瓦屋町1121

代表取締役 井福 文男

熊本県知事許可（般－13）第14097号

(4) 有限会社勝山鉄工所

人吉市蟹作町300

代表取締役 木野 羊一

熊本県知事許可（般－11）第03132号

(5) 合資会社宗村組

人吉市南町18-4

代表取締役 宗村 仙一

熊本県知事許可（般－11）第01562号

(6) 有限会社大洋工業所

球磨郡相良村川辺2394

代表取締役 宮原 和伸

熊本県知事許可（般－12）第04500号

(7) 有限会社西野工業

球磨郡多良木町黒肥地582-1

代表取締役 西野 和紀

熊本県知事許可（般－13）第00521号

3 処分の内容

建設業法第29条の2第1項の規定に基づく許可の取消し

4 処分の原因となった事実

上記業者については、営業所又は建設業者の所在を確知できず、その旨を平成16年6月23日付けで公告したが、その公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がなかった。

このことが、建設業法第29条の2第1項の規定に該当すると認められる。

熊本県公告第712号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成16年8月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地